



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 19, 2022 年 1 月～2 月)

**MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS**

*since 1845*

## 保険セクターの国際的な規制の動向（2022年1月～2月）

### 内容

A: EIOPA、保険募集の実態にかかるレポートを公表（1月6日） .....	3
B: 加 OSFI、気候変動のシナリオ分析の結果を公表（1月14日） .....	4
C: IAIS、2022～2023年のロードマップを公表（1月18日） .....	5
D: 英 PRA、2022年保険ストレス・テストの仕様案を公表（1月20日） .....	7
E: EIOPA、保険募集のトレンドに関するレポートを公表（1月24日） .....	8
F: ESRB、システム的なサイバー・リスクにかかる協力枠組みの構築を提言（1月27日） .....	9
G: IFRS 財団、CDSB の統合を完了（1月31日） .....	11
H: 豪 APRA、2022年の政策および監督の優先課題を公表（2月1日） .....	11
I: EC、脱炭素に向けた補足的な気候委任法を提示（2月2日） .....	13
J: 星 MAS、非対面の本人確認に関する監督上の文書を公表（2月8日） .....	14
K: EIOPA、2022年の監督上のコンバージェンス計画を公表（2月9日） .....	15

## A: EIOPA、保険募集の実態にかかるレポートを公表（1月6日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2018年10月に保険募集指令（Insurance Distribution Directive: IDD）の適用が開始されて以降初めてとなる、保険募集およびその監督にかかるレポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

<p><b>新たな規制枠組みの影響</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>アドバイスの質と販売手法への影響</b>：業界団体は、IDDは保険の募集に良い影響をもたらしていると考えている。他方で、消費者団体は、ユニットリンク型の生命保険商品、モーゲージや消費者信用保証保険の募集に問題があることを指摘している。監督当局の評価も別れており、いくつかの国では、消費者のニーズの確認が形式的なものとなっている事例が認められる。</li> <li>• <b>募集人の専門性と能力の水準</b>：保険ベースの投資商品など、特に複雑な保険商品について、募集人の研修が不足している。</li> <li>• <b>デジタルイゼーションと新たな募集モデル</b>：デジタル形式での募集に対応した追加的なガイドンが必要であると考えられる。</li> </ul>
<p><b>監督枠組みへの影響</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>監督当局およびEIOPAのリソースと権限</b>：監督当局は、IDDの施行により、市場モニタリングなどの追加的な責務を負うこととなったものの、ビジネス・コンダクトの実効的な監督を行うリソースやツールが不足しており、また、保険商品への介入など、監督上の判断が求められる事項への対応が遅れている。さらに、いくつかの国では、監督当局は、保険商品の募集時のリスクについてシステムティックに報告を受ける体制や権限を有していない。</li> <li>• <b>金融商品のクロスセル</b>：信用保証（credit protection）保険を他の商品と一括で販売するなど、ユニットリンク商品のクロスセルとそのプラクティスに懸念が生じている。</li> <li>• <b>クロスボーダー・ビジネスの水準と当局間の協力</b>：保険契約法、社会保障法、税法がEU域内で調和していないことは、クロスボーダー・ビジネスの障害の一つとなっている。また、ホスト国の当局が不適切な募集に対してどこまで介入できるかが明確でないなど、監督の枠組みにも改善の余地がある。</li> </ul>
<p><b>保険募集の概観</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 19のメンバー国のうち13の国において、保険仲介者（insurance intermediaries）の大多数は一つ以上の保険会社の代理として保険募集を行っている。保険仲介者の大多数は、アイルランド、アイスランド、リトアニアでは一つ以上の保険会社のみ代理として、チェコ、イタリア、スロバキアでは一つ以上の仲介者の代理として、それぞれ募集を行っている。また、特に、フランス、リヒテンシュタイン、ノルウェーでは、顧客の代理として活動している仲介者が多い。</li> <li>• 保険仲介者への報酬について、多くの国では、コミッション・ベースの形態が一般的。他方で、6つの国では、保険の募集にかかる手数料等の受領が限定もしくは禁止されており、また、9つの国では、保険のアドバイスの提供にかかる手数料等の支払いや受領が禁止もしくは制限されている。</li> <li>• ベルギー、フランス、アイルランド、イタリアでは、バンカシユアランスなど、保険と保険以外の金融商品を販売する仲介者の数が多い。</li> <li>• 生保について、スペイン、フランス、ギリシャ、クロアチア、イタリア、ルクセンブルク、ラトビア、マルタ、ポルトガルでは、銀行が募集チャネルとして重要な役割を果たしている。他方で、損保では、銀行以外の仲介者を通じた販売の割合がより高い。</li> </ul>

インプリケーション：例えば、消費者のニーズの確認が形式的なものとなっている事例、複雑な保険商品にかかる募集人の研修の不足、デジタルでの募集にかかる追加的なガイダンスの必要性、クロスセルなど、欧州の保険業界も、日本の保険業界と同じような保険募集上の課題を抱えていることが窺える、非常に興味深いレポートである。「保険募集の概観」から分かるように、保険募集の形態やプラクティスは各国で異なるものの、今後、例えば、顧客本位の保険募集の観点からグローバルでベスト・プラクティスを整理していくことは、各国の保険セクターにとって有意義なものとなる。

(出所) EIOPA ‘EIOPA publishes report on the application of the Insurance Distribution Directive’

## B: 加 OSFI、気候変動のシナリオ分析の結果を公表（1月14日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、カナダ中銀と共同で実施した気候変動シナリオのパイロット分析の結果を公表した。主な内容は以下のとおり。

<p><b>目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パイロット分析の目的は、①当局および金融機関の気候シナリオ分析におけるケイパビリティを高め、また、気候関連のリスクの評価と開示の高度化に向けてカナダの金融セクターをサポートすること、②低炭素経済への移行における広範なリスクに対する金融セクターの潜在的なエクスポージャーについての理解を高めること、③気候関連のリスクと機会にかかる金融機関のガバナンスやリスク管理の実務について当局の理解を高めること。</li> </ul>
<p><b>参加金融機関</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Co-operators Group Limited、Intact Financial Corporation、Manulife Financial Corporation、Royal Bank of Canada、Sun Life Financial、TD Bank Groupの6つの金融機関が参加。</li> </ul>
<p><b>分析対象</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行は、ホールセールの融資ポートフォリオの信用リスクを、保険会社は、債券および企業向け融資ポートフォリオの信用リスクと株式ポートフォリオの市場リスクをそれぞれ分析。</li> <li>分析の焦点は、主として、参加金融機関のカナダおよび米国向けのエクスポージャーに置かれた。最も排出量が多い10のセクター（農業、林業、畜産、石炭、原油、ガス、精製油、電力、エネルギー集約型産業および商業用輸送。カナダの温室効果ガスの排出量の約68%を占める。）をカバー。これらのセクターに対する参加金融機関の信用エクスポージャーは、2,393億カナダ・ドル（約1,880億米ドル）で、銀行がそのうち54.8%、保険会社が45.2%を占める。株式エクスポージャーは216億カナダ・ドル（約170億米ドル）。</li> </ul>
<p><b>シナリオ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ベースライン（2019年時点の気候政策と整合的なシナリオ）、②2°C以下（2°C以下に向けて直ちに政策対応を講ずるシナリオ）、③2°C以下遅延（2°C以下に向けた政策対応が遅延するシナリオ）、④2050年ネット・ゼロ（気温上昇を1.5度に抑えるために直ちに政策措置を講ずるシナリオ）、の4つ。タイムホライズンは、2020年から2050年。</li> <li>シナリオは、グリーン技術の進展について非常に保守的な前提を置いているほか、移行リスクに焦点をあてている。したがって、物理的リスクやそれを低減するための施策の影響は勘案していない。</li> </ul>
<p><b>主な発見事項</b></p>	<p><b>【気候シナリオの開発関連】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分析の結果は、どのセクターも移行に貢献する必要があることを示しているものの、財務インパクトの観点から最もネガティブなインパクトを与えるのは化石燃料などのいくつかのセクターであり、他方で、ベネフィットは電力などのセクターから得られる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>特にカナダのような商品輸出国におけるマクロ経済への大きな影響のリスクも明らかになった。カナダの経済的な影響は、主として、世界の気候政策における変更によってもたらされるグローバルな商品価格の低下によって引き起こされる。また、気候政策措置の遅れは、経済的な影響と金融安定へのリスクを高めることを示唆している。</li> </ul> <p>【財務リスクの評価関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、気候関連のリスク評価（シナリオ分析を含む。）のケイパビリティの観点では、初期段階にある。また、金融機関は、気候関連の移行リスクの分析は特に複雑であると考えている。</li> <li>信用リスクのボトムアップ分析は、金融機関がデータ・ギャップを認識するきっかけとなり、データ収集の重要性を示唆するものとなった。①移行リスクの評価に要する時間とリソースが予想を超えるものであったこと、②リスク評価に関するガイダンスを提供したものの、各金融機関による評価には大きなばらつきがあり、一貫性や比較可能性を確保することが困難であったこと、などの課題が明らかになった。</li> <li>財務リスク評価のトップダウン評価は、気候リスク評価のメソッドロジーやプラクティスの開発や標準化、データ収集の改善、システムック・リスクの観点の分析への取込みなどが今後の課題であることを明らかにした。</li> </ul>
--	---

- OSFIは、また、「気候関連の財務リスクの管理にかかる金融機関の意識とケイパビリティの構築」と題する通知を金融機関に対して発出し、その中で、2022年後半に、気候リスクの管理に関するガイドライン案を市中協議に付すことなどを表明した。

インプリケーション：パイロット分析の結果はもとより、本年後半に市中協議に付されるガイドライン案において金融機関に何が求められることとなるのか、注目に値する。欧州、オーストラリアに加え、カナダにおける気候関連の財務リスクの管理の高度化に向けた取組みは、日本の保険セクターにも有用なインプリケーションをもたらすものと考えられる。

（出所）OSFI 'Bank of Canada/OSFI pilot helps Canadian financial sector assess climate change risks'

### C: IAIS、2022～2023年のロードマップを公表（1月18日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）が公表した2022年～2023年のロードマップの概要は以下のとおり。

HLG1：機会、課題およびリスクをもたらすグローバル・マーケットのトレンドや進展の評価と対応	
グローバル・モニタリング・エクササイズ（GME）	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の保険会社モニタリング（IIM）の補助的な指標としての流動性測定指標を2022年に最終化する。</li> <li>気候関連のリスクに関するデータ収集を年間のGMEにどのように統合できるかを2022年中に検討する。</li> </ul>
グローバル保険市場レポート（GIMAR）	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年のGIMARの特別テーマとして、サイバー・リスクの金融安定への潜在的な影響を取り上げる。これには、サイバー・リスクの引受がこれらのリスクをどのように低減もしくは増幅させ得るかを含む。</li> </ul>

ホリスティック・フレームワークの実施のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホリスティック・フレームワークの3年間の実施状況の評価に関する包括的な報告書を金融安定理事会（FSB）に提出する。これは、2022年11月のG-SIIsの指定（指定を停止するか、もしくは、再開するか）の意思決定の材料となる。</li> </ul>
<b>HLG2：グローバルな基準の設定と維持</b>	
保険資本基準（ICS）のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICSの標準的手法におけるインフラストラクチャー投資と戦略的株式投資について異なる取扱いとすべきか否かを、2022年の初めに検討する。異なる取扱いを検討する旨について合意が得られた場合には、2022～2023年にかけてカリブレーションを行う。</li> <li>PCRとしてのICS案（GAAP Plusの取扱い、内部モデルなどのICS資本要件の計算のその他の手法、監督当局が提供する信用評価（SOCCA）プロセス、インフラストラクチャーおよび戦略的株式投資の取扱いを含む。）を2023年第3四半期に市中協議に付す。</li> </ul>
アグリゲーション・メソッド（AM）	<ul style="list-style-type: none"> <li>AMがICSと比較可能な数値を提供するか否かを評価するための基準を開発し、2022年第1四半期の市中協議を経て、最終化する。</li> </ul>
ICP14および17のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICSのモニタリング期間が終了する2024年まで（2023年第3四半期を予定）に、ICP14（評価）と17（資本の十分性）を改正する。</li> </ul>
<b>HLG3：良い監督実務の共有と監督上の理解の促進</b>	
気候リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候リスクのシナリオ分析：気候シナリオ分析の監督上の実務に関するガイダンスの必要性を検討し、必要に応じて、保険セクター向けのマテリアルを作成する。</li> <li>IAISの監督基準のギャップ分析：気候リスクの観点から、ICPsやComFrameの改正および追加的なマテリアルの作成の必要性を検討する。</li> </ul>
デジタル・トランスフォーメーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAISのフィンテック・フォーラムは2022年、①AIおよび機会学習の安全で、公正で、倫理的な採択やデータの利用およびガバナンス、②APIsおよびオープン・データ、③分散型台帳技術（DLTs）およびブロックチェーン、について深度ある分析を行う。</li> <li>A2iiおよびFSIと共同で、監督当局によるSupTechの利用に関するレポートを作成する。</li> </ul>
オペレーショナル・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険セクターにおけるオペレーショナル・レジリエンス、特に、ITの外部委託および保険セクターのサイバー・レジリエンスに関する論点書を作成中。2022年第3四半期に市中協議を実施し、年内に最終化する。</li> <li>事業継続にかかるCovid-19からの教訓を監督上のガイダンスに取り込むか否かを検討する。</li> </ul>
カルチャーとコンダクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な指標と先進的なデータ収集の手法の利用に関するガイダンスを最終化する。</li> <li>報酬に関連し、追加的なガイダンスの開発の可否を判断するための作業を行う。</li> </ul>
多様性、公正性、包括性	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様性、公正性および包括性（DE&amp;I）にかかる取組みの実態調査を行い、今後IAISとして作業が必要な分野を特定する。</li> </ul>

HLG4：基準の実施状況の評価と支援	
ホリスティック・フレームワークの実施状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>10か国を対象としたホリスティック・フレームワークの実施状況の評価を2022年中に完了し、その結果をFSBと共有する。2023年には、評価結果をまとめたハイレベルな報告書を公表する。</li> </ul>
ピア・レビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICP9（監督上のレビューとレポート）、10（防止・是正措置と処分）および16（ERM）のピア・レビューを2022年に実施する。</li> </ul>
ComFrameの実施状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年にComFrameの実施状況の評価のための準備作業を開始し、2023年にその評価を開始する。</li> </ul>

インプリケーション：注目に値する事項の一つは、ホリスティック・フレームワークの実施状況の評価である。FSBへの報告において示される評価の結果や今後の政策措置の内容などによっては、G-SIIsの指定が再開されることも想定されることから、例えば、関係する国・地域の監督当局が流動性測定指標の最終化に向けて政治的な判断を行うことも可能性としては考えられる。また、PCRとしてのICS案を2023年第3四半期に市中協議に付すと明示している点も注目に値する。

（出所）IAIS 'IAIS Roadmap sets workplan for the next two years'

#### D: 英 PRA、2022 年保険ストレス・テストの仕様案を公表（1月20日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、3月17日を期限として、2022年5月に実施を予定している保険ストレス・テストの仕様書案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

	生保	損保
前回からの主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>整合性を確保する観点から、ストレス・シナリオについて4ステージ・アプローチを採用し、また、各ステージで勘案できるマネジメント・アクションを明確化。</li> <li>ストレス・テストのガバナンスや品質のアシュアランス、結果の評価等にかかる定性情報の提出を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済悪化シナリオのテストは不要とし、保険負債のリスクにかかるシナリオにフォーカス。また、セクターごとの詳細なエクスポージャー・データの提出は不要とする。</li> <li>サイバー・シナリオを、試験的な位置付けから中核的な位置付けのものとする。また、生保と同様、定性情報の提出を求める。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>①悪化（adverse）シナリオに対するセクターのレジリエンスの評価、②結果の保険監督への活用、③将来のショックに対する準備の強化、の3つ。</li> <li>①に関し、生保については、金融市場の大きな混乱の結果にフォーカスする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生保と同じ。</li> <li>左記①に関し、損保については、自然災害とサイバーにフォーカスする。</li> </ul>
構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>1つのシナリオと4つのステージ。</li> <li>ステージは、①最初のショック（金利、信用スプレッド、株価等の悪化）、②後継（developing）ショック（信用格付や商業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3つの自然災害シナリオと4つのサイバー引受シナリオ。</li> <li>自然災害は、①米国のハリケーン、②カリフォルニアの地震、③英国の暴風と洪水、の</li> </ul>

	<p>用・住宅用不動産への影響)、③継続ショック(最初のショックから12か月後の影響)、④長期化するショック、の4つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勘案できるマネジメント・アクションの時間軸は、ステージ1では1日、2では1か月以内、3および4では12か月以内。</li> </ul>	<p>3つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー引受は、①クラウド・サービス・プロバイダのサービス提供の停止、②顧客データの喪失、③システミックなランサムウェア攻撃、④船舶ナビゲーション・システムへのサイバー攻撃、の4つ。</li> <li>マネジメント・アクションを勘案する場合には、その旨(影響を含む。)を明記する。</li> </ul>
基準日	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年末のバランスシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生保と同じ。</li> </ul>

インプリケーション：損保のサイバー引受にかかるシナリオとして、①クラウド・サービス・プロバイダのサービス提供の停止、②顧客データの喪失、③システミックなランサムウェア攻撃、④船舶ナビゲーション・システムへのサイバー攻撃、の4つを示している点は興味深い。今後、日本の保険セクターにおいても同様のストレス・テストを実施することも想定される。

(出所) PRA 'Insurance Stress Test 2022 – Request for technical input'

## E: EIOPA、保険募集のトレンドに関するレポートを公表(1月24日)

- 欧州保険・年金監督局(EIOPA)は、保険募集における傾向や課題をまとめたレポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

ユニットリンク商品にかかる課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>有配当保険の保険料収入は10%減少。継続する低金利環境は、伝統的な商品からユニットリンク商品への移行を加速させている。</li> <li>ユニットリンク商品は、消費者のリターンを向上させ得るものの、複雑な商品性や高いコストや手数料に起因する募集上の課題が引き続き認められる。</li> </ul>
デジタル化の加速がもたらす機会と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンデミックの中でデジタルイゼーションが大きく進展する中、デジタル・チャネルを通じた販売は損保では安定的に強固で、また、生保でも大きく拡大しつつある。他方で、消費者や保険会社をターゲットとする不正や詐欺も増加している。</li> </ul>
保険金請求への対応が不十分であることによる消費者の不利益	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術の進展により、保険金請求の処理のプロセスに改善が見られる。他方で、監督当局は、自動車保険、旅行保険、火災保険などについて、期待を下回る額の保険金の支払い、保険金の支払い拒否事由の不適切さなどといった懸念を認めている。</li> </ul>
免責やプロテクション・ギャップにかかる新たなリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業中断保険や旅行保険の損害率と事業比率が大きく上昇したことを受け、多くの保険会社は、特定の保険商品に新たな免責事項を設けたり、商品自体の販売を停止したりしており、それによって、プロテクション・ギャップが拡大している。免責事項が不明確であること、消費者が免責事項を正しく理解できないこと、契約条項に一方的な変更が加えられていることなどが継続しており、その範囲は事業中断や旅行保険を超えている。</li> </ul>
保険料最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州全域で行われているものではないものの、多くの保険商品の設計者(保険会社)は、</li> </ul>



のプラクティスの利用の増加	消費者のリスク・プロファイルとはほぼ関係の無い、多くの異なるテクニックを用い、保険料を調整している。これは、保険料最適化プラクティスとして知られており、自動車や火災保険で多く見られる。その結果として、高齢者や長期契約者である（忠実な）消費者や弱い立場にある消費者の保険料が高くなっている。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>EIOPAは、市場モニタリング活動を継続し、また、一貫した監督アプローチの利用を促す。これは、グリーンウォッシング、保険料最適化、免責事項に関連する分析を伴うものである。</li> </ul>

インプリケーション：複雑な商品性、高い手数料、デジタル化に伴う不正や詐欺の増加など、いずれも日本の保険セクターにも共通の課題であると考えられる。

(出所) EIOPA 'Consumer Trends Report: The pandemic has fast-forwarded digitalisation, raising opportunities but also risks for consumers'

## F: ESRB、システミックなサイバー・リスクにかかる協力枠組みの構築を提言（1月27日）

- 欧州システミック・リスク理事会（ESRB）は、「システミックなサイバー・インシデントに対応するための汎欧州の協力枠組み（EU-SCICF）」の構築を提言した。提言の概要は以下のとおり。なお、欧州監督機関（ESAs：欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）および欧州証券市場監督局（ESMA）。）は本提言を支持するステートメントを発出した。

提言A： EU-SCICFの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESAsは、欧州中銀（ECB）およびESRBとともに、欧州連合（EU）の金融セクターにシステミックな影響を与え得るクロスボーダーの大きなサイバー・インシデントが生じた場合における、EUレベルでの協力的で効果的な対応を段階的に開発するための準備を開始する。ESAsは、欧州議会等に対し、2023年6月末までに本提言にかかる中間報告を、2024年6月末までに最終報告をそれぞれ行う。</li> <li>ESAsは、ECBおよびESRBと協議し、効果的なEU-SCICFの設置に対する障害を特定し、分析する。ESAsは、2025年6月末までに、欧州議会等に対し、本提言の実施に関する報告を行う。</li> </ul>
提言B： EU-SCICFにかかる コンタクト・ ポイントの特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESAs、ECBおよびそれぞれのメンバー国は、EU-SCICFにかかるコンタクト・ポイントを特定する。ESAs、ECBおよび各メンバー国は、2023年6月末までに、欧州議会等に対し、本提言の実施に関する報告を行う。</li> </ul>
提言C： EUレベルにおけ る適切な施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州委員会は、システミックなサイバー・インシデントへの効果的な協力を確保するために必要な施策を検討する。欧州委員会は、本提言の実施に関し、2023年12月末までに中間報告を、2025年12月末までに最終報告をそれぞれ行う。</li> </ul>

- ESRBは、また、「システミックなサイバー・リスクの低減」と題するレポートを公表し、その中で、EU-SCICFの概要を示すとともに、サイバー・インシデントに起因する金融安定へのリスクの低減につながるマクロプルデンシャル戦略を提案している。同レポートの主な内容は以下のとおり。

システミックな サイバー・リスク	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システミックなサイバー・リスクを低減するためのマクロプルデンシャル戦略が構築され、実施され</li> </ul>
---------------------	---

<p>を低減するための戦略</p>	<p>る必要がある。それは、EUレベルにおいては、ESRBのマクロprudential政策の枠組みに組み込まれるべき。</p> <p><b>【システム的なサイバー・リスクの側面の中間目標への取込み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行のESRBのマクロprudential政策の枠組みにおける中間目標では、サイバー・リスクは明示的には取り扱われていない。したがって、システム的なサイバー・リスクの観点を既存の中間目標に取り込むか、あらたな中間目標を設けることで対応することが考えられる。</li> </ul> <p><b>【分析の枠組みとモニタリング指標の開発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• システム的なサイバー・リスクに対応するための方針を実践するには、システム的なサイバー・リスクの補完的な指標が策定される必要がある。そうした指標は、リスクの特定並びに政策介入の判断および評価を支援すべき。また、指標は、システム的なサイバー・リスクにつながり得る金融とサイバーの脆弱性に関する情報を提供する財務およびサイバーの指標から成るべき。</li> <li>• システム的なサイバー・レジリエンス・シナリオ・テストには、①システム的なサイバー・リスク・シナリオを既存の財務ストレス・テストに統合する、あるいは、②システム的なサイバー・レジリエンス・ストレス・テストを新たに実施する、という2つのアプローチがある。</li> <li>• マクロprudential当局は、システム的なサイバー・レジリエンス・シナリオ・テストの結果を評価するための期待を定義する必要があり、ここでは、オペレーショナルなベンチマークが用いられるべき。</li> <li>• システム上重要なノードの特定は、システム的なサイバー・リスクの低減のための政策措置の策定において当局を支援する。マクロprudential当局は、その特定において、マイクロprudentialおよびサイバー当局と協力すべき。</li> </ul> <p><b>【システム的な低減策の開発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融システムにおけるシステム的なノードは、高い水準のサイバー・レジリエンスを有するべき。</li> <li>• サイバー・レジリエンスの水準を高めるため、金融当局は、システム的なサイバー危機が発生した場合でも、システム全体の財務データの清廉性と利用可能性を確保できる潜在的な手法を開発すべき。</li> </ul>
<p>システム的なサイバー・インシデントにかかる金融当局のための汎欧州の協力枠組み</p>	<p><b>【協力枠組みの必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 欧州の金融当局のための汎欧州のシステム・サイバー・インシデントの協力枠組み（EU-SCICF）は、サイバー・インシデントが金融システムに与える影響を管理するための準備の水準を高めるものとなり、その結果、金融安定が確保される。</li> </ul> <p><b>【汎欧州枠組みの主要要素】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 汎欧州のシステム的なサイバー・インシデントの協力枠組みは、①金融当局間のコミュニケーションと情報共有、②金融当局間の協力、③パブリックとのコミュニケーション、の3つの柱に基づくべき。他方で、環境が変化する中、これらの要素は定期的にレビューする必要がある。</li> <li>• 複数の国やセクターに影響するシステム的なサイバー危機における協力を支援するため、関係する金融当局は、自国内の影響や潜在的な施策を評価するための状況について共通の理解を有する必要がある。そのためには、共通の言語、サイバー・インシデントの分類、安全で信</li> </ul>

	<p>頼できる情報共有のチャネル、コンタクト・ポイントの明確化が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融当局間の協力では、適切な行動やエスカレーション・プロセスと状況把握、関係者間の明確な責任分担、明確な事前のアクション・プランなどが重要となる。</li> <li>パブリックへのコミュニケーションでは、金融当局による明確なコミュニケーション、タイムリーなコミュニケーションのための事前に準備されたコミュニケーション・ラインなどが重要となる。</li> </ul>
--	--

**インプリケーション：**サイバー・リスクが金融システムに与え得る影響を勘案すると、こうした関係当局間の協力の枠組みが構築されていくことは望ましい。また、日本における金融監督（マクロprudential監督を含む。）の枠組みにサイバー・リスクが明示的に組み込まれていくことも十分に想定され、金融機関にはサイバー・リスクの管理態勢のより一層の高度化が求められよう。

（出所） ESRB ‘ESRB recommends establishing a systemic cyber incident coordination framework’

### G: IFRS 財団、CDSB の統合を完了（1月31日）

- IFRS財団、CDPおよび気候変動開示基準委員会（CDSB）は、CDSBがIFRS財団に統合されたことを公表した。この統合は、2021年11月にIFRS財団評議員会が宣言した、以下の3つの取組みの一環として行われたもの。
  - 投資家の情報ニーズを満たす、高品質なサステナビリティ開示基準の包括的なグローバルのベースラインを策定するための、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立。
  - サステナビリティ開示機関のISSBへの統合。IFRS財団は、CDSBおよび価値報告財団（Value Reporting Foundation。国際統合報告評議会（IIRC）とサステナビリティ会計基準審議会（SASB）が統合して出来た機関。）を2022年6月までに統合する。
  - 気候および一般開示要件案の公表（2021年11月3日に公表済み）。
- CDSBの枠組み等は、ISSBがサステナビリティ開示基準を公表するまでの間、引き続き適用される。なお、CDPとIFRS財団は、今後の協働の在り方を検討しているところ。

**インプリケーション：**国際的に一貫したサステナビリティ開示基準の策定に向けた動きが着実に進展している。保険セクターの観点からは、例えば、今後ISSBが設定する開示基準に対してIAISが追加的なガイダンスを発出するか否かと言った点も注目に値しよう。

（出所） IFRS Foundation ‘IFRS Foundation completes consolidation of CDSB from CDP’

### H: 豪 APRA、2022 年の政策および監督の優先課題を公表（2月1日）

- オーストラリア健全性規制機構（APRA）は、2022年の健全性政策および監督の優先課題を公表した。
- 健全性政策の優先課題の主な内容は以下のとおり。

健全性規制のアーキテクチャの現代化	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的：デジタルな世界における金融の安全性を維持するため、目的適的な健全性の枠組みを構築すること。</li> <li>①ベター・レギュレーション（規制の理解のし易さや透明性の確保）、②デジタル・ファースト（規制・監督におけるデジタル技術やSupTech、RegTechの活用）、③新たなリスクと新たな規制（健全なイノベーションをサポートしつつ、新たなリスクに対応）、の3つが柱となる。</li> </ul>
-------------------	---

<b>業界横断的な政策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コンティンジェンシーおよび破綻処理計画：コンティンジェンシーおよび破綻処理計画に関する基準を2022年に最終化する。同基準の適用開始は2024年。加えて、実施ガイダンスを2022年に策定する。</li> <li>• オペレーショナル・リスク管理：オペレーショナル・リスク管理にかかる規制を2022年にアップデートし、2024年から施行する。それには、システム、統制、改善、事業継続、外部委託先との取極めに関する最低要件を含む。</li> <li>• 金融機関の説明責任の枠組み（FAR）：FARに関する法律が成立した後、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）と共同で新たな原則やガイダンスを発出するほか、適格性（fit and proper）にかかる基準を見直す。</li> <li>• 報酬の開示：報酬の開示に関する規制要件案を2022年前半に市中協議に付し、年内に最終化する。</li> <li>• ガバナンスとリスク管理：ガバナンスおよびリスク管理に関する基準を見直す。新たな基準は2025年以降に実施する。</li> </ul>
<b>保険の政策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• AASB 17とLAGICのアップデート：AASB 17とLAGIC（Life and General Insurance Capital）の枠組みとの調整について、2022年後半に基準を最終化し、2023年7月に施行する。</li> <li>• オフショア再保険：2021年4月に市中協議に付した「再保険の集中リスクにかかる規制案<sup>1</sup>」を2022年前半に最終化し、2023年7月に施行する。</li> <li>• 保険リスク管理：生損保の商品設計、引受およびリスク管理に関する実務ガイドを2023年に見直す。</li> </ul>

- 監督上の優先課題は、①サイバー・リスクへの対応、②リスク・カルチャーの醸成、③銀行セクターのコンティンジェンシーおよび事業継続の枠組みの高度化、④保険の利用可能性、購買可能性およびサステナビリティの確保、など。主な内容は以下のとおり。

<b>セクター共通</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サイバー・レジリエンスの強化：①情報セキュリティ基準の遵守状況の評価の継続、②サイバー・レジリエンスに関するデータ収集、③サイバー情報を共有するコミュニティや協働の機会の拡大、などを行う。</li> <li>• オペレーショナル・レジリエンス：①コンティンジェンシー計画、事業継続取極め、第三者であるサービス・プロバイダの管理と監督、②非財務リスク・データの収集、などを行う。</li> <li>• 気候関連の財務リスク：銀行を対象に実施している気候脆弱性評価の完了、セクター共通のエンティティ・レベルの自己評価、などを行う。</li> <li>• ガバナンス、カルチャー、報酬および説明責任の高度化：①一部の金融機関を対象とする、新たな報酬基準の実施状況の事前評価、②報酬基準にかかる新たな報告および開示要件案の公表、③保険および年金基金40社に対するリスク・カルチャー・サーベイの実施（※2021年には、損保10社、銀行18社を対象に実施。）、④大規模な金融機関を対象としたリス</li> </ul>
---------------	---

<sup>1</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Oを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf)

	<p>ク・カルチャーの深掘り評価、⑤金融機関の説明責任の枠組みの実施に向けた政府およびASICとの協働、などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再建計画：金融機関の破綻処理のケイパビリティの構築を継続。すべての金融機関に対して再建計画の策定を求めることなどにより、コンティンジェンシー（再建および退出）計画の高度化、無秩序な破綻のリスクの低減に焦点をあてる。</li> </ul>
保険セクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険の利用可能性、購買可能性およびサステナビリティ：保険会社がそれらにどのように対応しているかを評価する。2021年5月に連邦政府が設立を公表した、サイクロンの影響を受けやすいオーストラリア北部における保険の購買可能性に対応する再保険プールについて、APRAとしてのアドバイスを提供する。</li> <li>損保：事業中断保険の取扱いが多い損害保険会社に対し、保険リスク管理の枠組みの自己評価の実施を要請している。また、その文脈の中で、サイレント・サイバー・リスクの評価も求めている。今後、その結果を分析する。加えて、すべての損害保険会社に対して、2022年末までに再建計画の策定を要請する。</li> <li>生保：個人向けの就業不能所得補償保険（IDI）の持続可能性は2022年の優先課題の一つ。2021年後半に販売が開始された新たなIDI商品の動向を注視する。</li> <li>私的健康保険：据置保険金債務（deferred claims liability: DCL）が適切に準備金として計上されているかについてモニタリングを継続する。私的健康保険セクターは、保険金の支払いをサービス・プロバイダに依存しており、情報セキュリティのリスクが高まっていることから、この分野についてのモニタリングを強化する。</li> </ul>

インプリケーション：監督上の優先課題として挙げられているサイバー・セキュリティ、オペレーショナル・レジリエンス、気候変動、リスク・カルチャーなどは、日本の金融セクターにも共通する課題であると考えられる。また、再建計画および破綻処理計画の策定が求められることとなり、オーストラリアに拠点を有する日本の保険会社には何らかの対応が求められることも十分に想定される。

（出所）APRA ‘APRA releases its policy and supervision priorities for 2022’

## I: EC、脱炭素に向けた補足的な気候委任法を提示（2月2日）

■ 欧州委員会が提示した補足的な気候委任法の概要は以下のとおり。

経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年6月、気候変動の緩和もしくは気候変動への適応に大きく貢献しており、かつ、その他の関連する環境目的のいずれも大きく害することがない（DNSH）経済活動を分類する技術的なスクリーニング基準を特定する「タクソミー気候委任法」を採択。同年7月には、EUタクソミーとのアラインメントについて報告することが求められる非金融機関および金融機関が開示する情報の内容、メソッドロジーおよび表示について定める「タクソミー開示委任法」を採択。</li> <li>タクソミー気候委任法では、DNSHの観点からさらに分析を行う必要があるとの理由で、気候変動の緩和もしくは気候変動への適応に貢献する活動として原子力エネルギーを含めなかった。また、天然ガスについては、欧州連合の経済の脱炭素化における役割をさらに検討する必要がある、と整理していた。</li> </ul>
----	--

本委任法の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクソミー気候委任法を補完すること。本委任法は、天然ガスおよび原子力のエネルギー・セクターにおける経済活動の気候変動の緩和と気候変動への適応のための技術的スクリーニング基準を設定するもの。</li> </ul>
天然ガスおよび原子力の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>補足的な気候委任法では、例えば、燃料サイクルからの廃棄物を最小限にする核過程からのエネルギーを生成する施設の研究、開発、デモンストレーション、配備や、天然ガスからエネルギーを生成する施設の建設や稼働などの活動は、タクソミー気候委任法に定める技術的スクリーニング基準を満たす場合、EUタクソミー規則第10条第2項に定める「気候変動の緩和に大きく貢献する活動」に分類される。</li> </ul>

インプリケーション：EUの金融サービス・コミッショナーのMairead McGuinness氏は、「タクソミーは特定のセクターへの投資を義務付けるものではない。タクソミーは、対象となるセクターへの投資を禁止しないものである。タクソミーは、プライベートの投資市場に向けた道標である。」と述べている<sup>2</sup>。スペインの環境副大臣のTeresa Ribera氏は、「異なる基準が存在する可能性がある。EUレベルのシルバー・スタンダードと、いくつかのEUメンバー国のゴールド・スタンダードだ。」とコメントしている<sup>3</sup>。欧州以外でもタクソミーの策定が行われている国・地域があるところ、各国が適切に判断することが期待される。

(出所) EC 'EU taxonomy: Commission presents Complementary Climate Delegated Act to accelerate decarbonisation'

## J: 星 MAS、非対面の本人確認に関する監督上の文書を公表（2月8日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、非対面による本人確認について、好事例や監督上の期待を示した文書（circular）を公表した。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、顧客の本人確認において非対面の手法や技術を用いるようになってきている。</li> </ul>
非対面の本人確認	<p>【自然人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、顧客の本人確認に個人情報管理サービス「Myinfo」を利用している。外国人については、Myinfoでは得られないパスポート情報などは、現物を見て確認している。ビデオ会議も利用している。</li> <li>金融機関は、不正やなりすましのリスクを低減するため、適切な統制を設けるべき。いくつかの金融機関は、事前に録画されたビデオの使用などのなりすましを検知するため、質問を投げかけるなどの対応を行っている。</li> <li>金融機関は、職員の警戒感を高めるとともに、不正の検知のための研修を実施すべき。また、特にリスクの高い顧客について、ビデオ会議のプロセスを補完するための追加的なチェックを行うべき。</li> </ul> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、顧客確認のために登記簿やアニュアル・レポートなどの、一般に利用可能な情報ソースを利用している。</li> <li>登記簿などで確認できない本人確認書類については、原本を確認する、公証人などに電子</li> </ul>

<sup>2</sup> Financial Times (2022) 'EU faces down critics over green investment label for gas and nuclear power'（2月2日、電子版）。

<sup>3</sup> Financial Times (2022) 'Brussels faces threat of legal challenge over sustainable finance rules'（1月23日、電子版）

	署名を求めるなど、追加的な手法を用いるべき。いくつかの金融機関は、非対面のビジネス関係の構築と維持を容易にするため、電子署名の利用を検討始めている。
新たな技術によるソリューションの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>なりすましのリスク：金融機関の多くが採用しているソリューションは、顔認証などの生体認証技術。アルゴリズムを利用した検知技術も用いられている。</li> <li>不正な、もしくは、改ざんされた書類のリスク：多くの金融機関が、顧客のID書類に埋め込まれた個人情報データベースと照合するなど、書類の信憑性検証ツールを利用している。書類が盗難されたものでないかなどを確認するため、書類番号の検証や光学文字認識技術を用いた整合性チェックなども行っている。金融機関は、こうした新たな技術を用いたソリューションが目的適格的であることを確保するため、その実効性を自身で評価すべき。そうした評価は、金融機関の取締役会および上級経営陣によって承認されるべき。また、継続的な頑健性もモニターすべき。</li> </ul>
内部統制の高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、技術的なソリューションの実効性をモニターするための適切な指標を設け、問題が認められる場合には、タイムリーな改善措置を講じるべき。いくつかの金融機関は、新たな技術のソリューションの利用の残余リスクに対応するため、シンガポール国内の銀行へのデポジットの拠出や、独立的に検証された電話番号へのアウトバウンド・コールの実施など、追加的な統制を整備している。</li> <li>MASは、金融機関の取締役会と上級経営陣が、マネーロンダリング（ML）やテロ資金供与（TF）のリスクの管理を実効的に監視することを期待している。金融機関は、特に、顧客をリモートで受け入れる際には、なりすましや不正のリスクに対応するための統制を設けるべき。また、これらのリスクを低減するため、金融機関が、非対面の本人確認のプロセスの実効性と技術的なソリューションの実効性に対する明確な説明責任を適切に構築することが重要である。</li> </ul>

インプリケーション：本文書は、マネー・ロンダリングやテロ資金供与を念頭に置いたものである。他方で、保険募集においても非対面が重要なチャネルとなりつつなる中、契約者の本人確認を確保するため、保険会社には必要な体制やツールの整備が求められている。日本の保険会社も、非対面募集にかかるコントロールを強化していくことが期待されている。

（出所） MAS ‘AML D 01/2022: Circular on Non-Face-to-Face Customer Due Diligence Measures’

## K: EIOPA、2022年の監督上のコンバージェンス計画を公表（2月9日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2022年の監督上のコンバージェンス計画を公表した。同計画は、①共通の監督カルチャーと監督ツール、②監督上の裁定につながり得る、域内市場およびレベル・プレイング・フィールドへのリスク、③エマージング・リスクの監督、の3つを主要な分野として取り上げている。主な内容は以下のとおり。

共通の監督カルチャーとツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク評価の枠組みとプロポーシヨナリティの適用：プロポーシヨナリティに関する新たなガイダンスの策定。</li> <li>内部モデルの監督の共通のベンチマーク：内部モデルの継続的な適切性の指標（Internal Model On-going Appropriateness Indicators: IMOGAPI）の開発。</li> <li>コンダクト・リスクの監督上の評価：①旅行保険の商品設計等に関するガイダンスの策定、②銀行を通じて販売されるモーゲージ保険や信用保証保険の商品のレビュー、③「Value for</li> </ul>
----------------	---

	<p>money」(保険商品が保険料に見合った価値を提供しているか)にかかるとリスクを評価するためのメソッドロジーの策定とそのリスクのモニタリングの継続。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>ESGリスクに対する監督上のアプローチ</b>：①ソルベンシーIIの第2の柱における気候関連のリスクの監督に対応するための監督ハンドブックの策定、②気候関連のシナリオ分析にかかるアプリケーション・ガイダンスの策定、③ESG商品に関するデータの収集、④損保および市場リスクのモデリングにおける気候リスクの統合に関する分析。</li> <li>• <b>グループ監督</b>：①グループ内取引およびリスク集中の監督に関する監督ハンドブックの策定、②自己資本の取扱いなどに関するグループ監督の監督ハンドブックの高度化。</li> <li>• <b>SupTech</b>：保険ベースの投資商品の主要情報書類の情報の収集のためのSupTechソリューションの利用可能性の評価。</li> </ul>
<p>レベル・プレイング・フィールドにかかるとリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>責任準備金の計算</b>：①最良推計の評価と契約の境界に関するガイドラインの策定、②負の最良推計の監督を含む責任準備金にかかる監督ハンドブックの改正。</li> <li>• <b>内部モデルのアプトプットの評価</b>：損保リスク、市場および信用リスク、分散効果の3つの分野の内部モデルのアウトプットに関する比較調査の継続。</li> <li>• <b>フィット・アンド・プロパー</b>：ボード・メンバー、適格株主、他の主要機能ホルダーの適格性の評価にかかる金融セクター間での情報交換の制度の検討の継続。</li> <li>• <b>第三国の再保険</b>：EU域外に拠点を有する再保険会社の監督上の課題の検討。</li> </ul>
<p>エマージング・リスクの監督</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>ITセキュリティおよびガバナンス関連のリスク (サイバー・リスクを含む)</b>：①サイバー・セキュリティに関する情報交換の制度の検討、②ICTセキュリティとガバナンスに関するEIOPAのガイドラインの実施状況のモニタリング、③デジタル・オペレーショナル・レジリエンス枠組み (サイバー・インシデントの報告とサイバー・レジリエンス・テストなど) の構築への貢献。</li> <li>• <b>デジタル・トランスフォーメーション</b>：①2021年6月に公表したAIガバナンスに関する原則<sup>4</sup>のフォローアップ、②保険のデジタル・マーケットにおけるビジネス・モデル分析にかかる監督上のコンバージェンスのツールの開発。</li> <li>• <b>ランオフ保険会社の監督</b>：ランオフ保険会社の監督に関するステートメントの最終化。</li> <li>• <b>サイバー引受</b>：サイレント・サイバーの引受にかかるリスク管理を含む、サイバー引受にかかる監督上のコンバージェンス・ツールの開発。</li> <li>• <b>アウトソーシング</b>：アウトソーシングに関するピア・レビューの完了。</li> </ul>

インプリケーション：ソルベンシー規制に関連する事項（責任準備金の評価や内部モデルなど）、第2の柱における気候変動リスクの監督、グループ監督などにかかる欧州の取組みは、日本の保険規制・監督の高度化において参考となる可能性があるほか、第三国の再保険の取扱いにかかる検討は、日本の保険会社のビジネスに影響を及ぼすことも想定される。

(出所) EIOPA ‘EIOPA publishes its Supervisory Convergence Plan for 2022’

<sup>4</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向 (Vol. 12, 2021年6月～7月)」記事Bを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202107\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202107_ins_regulation.pdf)



## 執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。

DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもつて専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001